

山形県営繕工事における週休2日確保工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する営繕工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

(ア) 完全週休2日（土日）とは、工事の対象期間中、月曜日から日曜日までを基本とする1週間に毎週土曜日と日曜日を現場閉所したと認められる状態をいう。
ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に振替えるものとする。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(ウ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（週休 2 日の達成基準）

第 3 条 発注者は、(1)から(3)により週休 2 日の達成を確認する。

(1) 完全週休 2 日（土日）

工事の対象期間中、月曜日から日曜日までを基本とする 1 週間に毎週土曜日と日曜日を現場閉所したことをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、施工開始日や施工終了日が月の途中となる場合は、その月の対象期間中の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 現場閉所及び現場休息の取扱い

現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第 4 条 県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する全ての営繕工事を週休 2 日確保工事の対象とし、通期の週休 2 日の確保を必須とする。ただし、応急工事等の緊急を要する工事は除くものとする。

（発注方式）

第 5 条 発注者は、週休 2 日確保工事で発注することを原則とする。

（適正な工期の確保）

第6条 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事後工程へのしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 発注者は、特記仕様書に当該工事が週休2日確保工事である旨を記載するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 発注者は、(1)から(2)により現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

（ア）工事着手前

- ・ 受注者は、工事打合簿により現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を発注者に提出し、発注者と協議する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

（イ）工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

（ウ）その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、そ

の都度、監督職員は受注者と協議する。

- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日確保工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日確保工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 週休2日確保工事实施証明書

発注者は、完全週休2日（土日）を達成した場合、発注者は主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行する。

なお、「週休2日確保工事实施証明書」を発行する対象工事は令和9年9月までに公告し令和9年度中に完成する工事とする。（当該工事の工期が令和10年4月以降に延長された場合は、その工期内の対象期間中の完全週休2日（土日）の達成をもって、「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。）

（工事成績評定）

第9条 工事成績評定については別紙1に基づくものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

営繕工事における週休 2 日確保工事に係る工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

提出された工程表が、工事で求められている週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

イ 完全週休 2 日（土日）、月単位の週休 2 日を達成した場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」
- ・「その他（完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日を実施している。）」

ロ 通期の週休 2 日を達成した場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

ハ 定められた週休 2 日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合（次の 1 項目について評価を外す）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

(2) 監督員の 5. 創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の 4 週 8 休以上の場合

- ・「その他（週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所（現場休息）の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の 4 週 8 休以上の場合

- ・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他現場閉所（現場休息）による週休 2 日（4 週 8 休以上を行った。）」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。

営繕工事における週休２日確保工事に係る

「特記仕様書の記載例」について

山形県営繕工事における週休２日確保工事実施要領（以下「実施要領」という。）第８条で規定する特記仕様書の記載内容は、次のとおりとする。

特記仕様書（記載例）

〇－〇 週休２日確保工事

本工事は４週８休以上の現場閉所を実施する週休２日確保工事である。実施にあたっては、「山形県営繕工事における週休２日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。